

令和 7 年度（2025 年度）阿蘇世界文化遺産国際ワーキンググループ運営支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本業務は、委託者である阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成 21 年（2009 年）に設置した協議会）が目指す「資産名称：阿蘇の文化的景観ーカルデラ火山に展開した農業パノラマ」（以下「阿蘇」という。）の世界文化遺産登録に向け、委託者が令和 6 年 4 月 30 日付けで文部科学省及び文化庁に提出した最新の提案書で整理した「阿蘇」の OUV（顕著な普遍的価値）の世界的理解を促進するため、海外有識者を含む国内外の複数の有識者が参加するワーキンググループを開催し、現地視察および対面によるディスカッションを通じて助言・指導を得ることを目的とする。

2 委託業務の概要

（1）業務の名称

令和 7 年度（2025 年度）阿蘇世界文化遺産国際ワーキンググループ運営支援業務

（2）業務の内容

別添「令和 7 年度（2025 年度）阿蘇世界文化遺産国際ワーキンググループ運営支援業務委託基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

（3）委託期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 23 日（月）まで

3 プロポーザル提案内容

別添「基本仕様書」のとおり。

4 委託料

13,500,000 円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

5 受託者の要件

以下の要件を全て満たす者とする。

（1）民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動法人（NPO 法人）、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

（3）次のいずれにも該当しない者であること。

①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続き開始

の申立をされた者。

③県から指名停止の処分を受けている者。

(4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。

(5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制化にないこと。

(7) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。

(8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

6 委託業者の決定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、審査員による審査を行い、選考基準による評価が最も高かった者に決定する。なお、1者しか応募がなかった場合は、プロポーザル提案が基準点を上回れば、受託候補者とする。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。本契約は公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

7 公募型プロポーザル方式への参加登録

参加を希望する者は、令和7年（2025年）6月13日（金）17時までにプロポーザル参加表明書（様式1）を提出すること。メール送信後、電話にて確認を行うこと。

（代表メール：asosekai@pref.kumamoto.lg.jp / 電話番号：096-333-2153）

なお、プロポーザル提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席がない者については、辞退したものとみなす。

8 質問と回答

(1) 受付期間は、令和7年（2025年）6月6日（金）17時とし、質問票（様式5）に記入の上、メールにより行う。送信後、電話にて確認を行うこと。

(2) 質問のあった事項については、参加表明書を提出した事業者全員に対し、令和7年（2025年）6月9日（月）17時にメールにて回答する予定である。

9 プロポーザル書等の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式2）
- ② プロポーザル提案説明書（様式3）
- ③ プロポーザル提案書（様式自由）
- ④ 工程表（様式自由）
- ⑤ 提案事業に係る参考見積書

1部

5部

5部

5部

5部

正本1部
副本4部

- ⑥ 誓約書（様式4） 1 部
 - ⑦ 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料 1 部
 - ⑧ 事業者の取組に関する申出書 1 部
 - ⑨ 定款又は寄附行為（協議会等においては規約若しくはそれに類するもの） 1 部
 - ⑩ 登記簿（法人格を有しない場合は、団体の目的、名称、所在地、
資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類） 1 部
 - ⑪ 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
又はこれらに類する書類 1 部
- ※ ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、
⑨～⑪までを省略することができる。

（2）提出期限

令和7年（2025年）6月18日（水）17時必着

※持参又は郵送のこと。

（3）提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県 企画振興部 地域振興・世界遺産推進局 阿蘇草原再生・世界遺産推進課
（行政棟本館6階）

（4）注意事項

提出書類は、A4版とする。

10 プレゼンテーションの日程

令和7年（2025年）6月23日（月）午前中（予定）

熊本県防災センター309号室を予定（時間の詳細は別途連絡。）

※オンラインでのプレゼンテーションも可能（参加表明書右下の空欄にその旨を記載
すること。）

※オンラインでのプレゼンテーションを希望する者は、webex、zoom等の任意のオン
ライン環境を設定し、ミーティングリンク、ミーティング番号、パスワード等に該
当する情報を、令和7年（2025）6月19日（木）17時までに、以下のメールアド
レスまで提出すること。

【提出先：asosekai@pref.kumamoto.lg.jp】

11 失格要件

次の場合は失格とする。

- （1）期限までにプロポーザル提案書等を提出しなかった場合
- （2）本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合

12 費用弁償

本プロポーザルに係る費用は、参加者負担とする。

13 結果の通知

本プロポーザルの結果は、採用、不採用にかかわらず、後日、書面で通知する。

14 日程

- （1）質問票受付期限 令和7年（2025年）6月6日（金）17時
- （2）質問票に対する回答 令和7年（2025年）6月9日（月）（予定）

(3) 参加表明書受付期限	令和7年(2025年)6月13日(金)17時
(4) 提案書等提出期限	令和7年(2025年)6月18日(水)17時
(5) プレゼンテーション	令和7年(2025年)6月23日(月)午前中 ※詳細については別途通知。
(6) 事業者の決定	令和7年(2025年)6月24日(火)(予定)
(7) 本仕様書作成	令和7年(2025年)6月26日(木)(予定)
(8) 業務委託契約	令和7年(2025年)6月30日(月)(予定)
(9) 業務完了期限	令和8年(2026年)3月23日(月)

15 その他

- (1) 提案されたプロポーザル提案書は返却しない。
- (2) プロポーザル提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (4) プロポーザル提案の公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (5) プロポーザル参加申込が1者であっても、プレゼンテーションは開催する。
- (6) 契約の相手方が、必要な契約条件に合致しない場合、契約を行わないことがある。
この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (7) プロポーザル審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (8) 委託者は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「受託者の要件」に規定する参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができる。